

2015 年 5 月 28 日
株式会社戸上電機製作所

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、民間発注者から請け負った電気工事について建設業法に違反する行為があったとして、国土交通省九州地方整備局より、下記の通り営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件につきまして、関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申しあげますとともに、全社をあげて再発防止に向けて法令遵守の徹底を図り、信頼回復に努めていく所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期 間

平成 27 年 6 月 11 日から平成 27 年 6 月 17 日までの 7 日間

以 上